

道の駅いぶすき 飲食施設 テナント募集要項

1 趣旨

道の駅いぶすきは、国道 226 号沿いに立地し、県都鹿児島市から指宿市への玄関口及び南薩地域観光の拠点として、年間約 48 万人が利用している休憩・特産品販売施設です。

指宿市がこの施設を直接運営することから、短期間ではありますが、飲食施設で指宿市の産品を使った料理を提供できるテナント事業者を募集します。

2 施設全体の概要

- (1) 事業主体 指宿市
- (2) 名称 道の駅いぶすき
- (3) 施設所在地 〒891-0314 鹿児島県指宿市小牧 52 番地 4
国道 226 号沿い 九州自動車道谷山 IC から約 28 k m
- (4) 施設概要 都市公園「観音崎公園」(敷地面積 14,000 m²)
道の駅 (トイレ, 情報発信コーナー)
地域交流施設 (特産物直売所, ファストフードコーナー)
駐車場 72 台 (普通車 64 台, 大型車 4 台, 身障者用 4 台)
平日 24 時間交通量 13,776 台 (令和元年 8 月調査)
地域交流施設内各施設年間売上 約 3 億円 (平成 30 年度)

3 募集内容

- (1) 施設使用許可予定場所
道の駅いぶすき「地域交流施設」内 2 階の飲食施設
※配置図については、別紙参照
- (2) 募集店舗数 1 事業者 (食堂部分)
※オプションとして、2 スペースを使うこともできる。
- (3) 契約期間 令和 3 年 3 月中～令和 4 年 3 月 31 日まで (予定)

4 使用条件等

- (1) 運営条件 指宿市及び南薩地域内の食材を活かしたメニューの考案, 利用客の満足いく食事の提供及び食材等の宣伝ができること。(同施設内の特産品直売所の出荷者の食材等と連携を取れることが望ましい。)
- (2) 営業日 営業日については、地域交流施設と同一にすること。
休館日; 毎月第 1 水曜日, 1 月 1 日
- (3) 営業時間 地域交流施設の営業時間内で自由に設定可能。
令和 2 年度営業時間 9:00～17:00
※令和 3 年度の夏季については、閉館時間の延長を予定。

(4) 経費負担等

面積	食堂	厨房, レジ	19.56 m ²
		客席	45.10 m ²
	※旧カフェの一部	厨房, 客席	38.03 m ²
	※旧パン工房	厨房	18.20 m ²
賃料等	食堂	16,078 円 (月額)	
	※旧カフェの一部	9,456 円 (月額)	
	※旧パン工房	4,525 円 (月額)	
	※指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例第2条 売上金額の3% (月ごと) ※施設内の維持・管理に要する経費 (廃棄物処理, 照明器具代等)		
保証金	不 要		
直接費	以下の経費は, 事業者負担とする。 ※光熱水費 (電気, 水道, ガス) ※使用施設内の清掃, 害虫駆除		
工事費等	以下の経費は, 事業者負担とする。 ※既存設備の他に事業者が設置する設備 (什器, 備品, 看板等) 及び設置 (工事, 内装含む) 費等 ※事業者の過失, 管理上の不備において生じた障害・破損等の補償及び修理費用等 ※期間満了又は自己都合で撤退する場合の自ら設置したものの撤去費, その他原状回復するための費用等		

(5) 備 品 別表に記載する備品については, 必要に応じて無償借用できます。

(6) その他

- ・契約事業者の直営とすること。(第三者への委託, 譲渡はできません。)
- ・本要項の条件を遵守できない者, 又は経費負担等の滞納がある場合は, 市は無条件で契約解除できるものとし, 指定日までに原状回復の上, 退去すること。
- ・その他, 本要項に定めのない事項について問題, 疑義が生じた場合, 双方の協議により定めることとする。

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

- ・指宿市内に本社を有する法人又は団体, 事業拠点のある個人事業主であること。
- ・営業に際して必要な許可, 免許等を有すること。
- ・安定した経営能力, 優良なサービスを提供できること。
- ・地域住民や出荷者等と協調, 協力できること。

- ・公租公課を完納していること。
- ・過去の営業等において法令に違反，罰則を受けたことがないものであること。
- ・会社更生法並びに民事再生法に基づく，更生・再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
- ・暴力団関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織ではないこと並びに関係者にその関わりのある者がいないこと。

6 応募方法

(1) 応募書類 ※各 1 部提出

- ・応募意向申込書（第 1 号様式）※ 1 /15(金)まで
- ・出店申込書（第 2 号様式）※以下の提出期限は 1 /29(金)まで
- ・事業計画書（第 3 号様式）
- ・会社（店）概要書（第 4 号様式）
- ・法人その他団体の場合は登記簿謄本，定款，規約等（写し可）
※個人の場合は住民票
- ・納税証明書（市税）
- ・法人その他団体は直近 2 期の事業報告書，貸借対照表，損益決算書（写し可）
※個人の場合は直近 2 カ年，確定申告書等（写し可）
- ・事業に必要な許可証，免許等の写し（現事業分。写し可）

(2) 受付期間

令和 2 年 12 月 25 日(金)から令和 3 年 1 月 29 日(金)まで

- ・持参の場合の受付時間；平日開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ・郵送又は宅配便の場合；期限日までに必着すること。

(3) 提出及び問合せ先

指宿市役所産業振興部商工水産課 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424

Tel 22-2111（内線 312） Fax 23-4987 E-Mailshoko@city.ibusuki.jp

7 審査方法

出店者の選定は，提出された書類を精査したうえで，選定委員会においてプロポーザル方式（プロポーザルに係る費用については応募者負担）による審査を行います。

審査及び選定の結果については，応募者には通知しますが，内容についてはお答えできませんので，ご了承ください。

なお，適格者がいないと判断した場合，再度，募集を行うことがあります。

8 スケジュール

令和 2 年 12 月 25 日(金) 公募開始

令和 3 年 1 月 15 日(金) 応募意向申込書（第 1 号様式）の提出期限

令和3年 1月18日(月), 19日(火) 現地見学

※希望する日時を応募意向申込書(第1号様式)に記入すること。

令和3年 1月29日(金) 公募締切(第2, 第3, 第4号様式ほか必要書類)

令和3年 2月上旬 選定委員会事務局による書類審査

令和3年 2月中旬 選定委員会でのプレゼンテーション審査

※応募者に個別に日時, 会場(指宿市役所指宿庁舎内)等を通知します。

令和3年 2月下旬 結果通知

令和3年 3月中 契約締結後, 開店に向けて準備着手

別表

道の駅いぶすき飲食施設貸与備品一覧

番号	品目	数量	単位	備考
1	平型冷蔵庫(ガラス扉)	1	台	
2	平型冷蔵庫	1	台	
3	縦長冷蔵庫	1	台	
4	ゆで麺機	1	台	
5	寸胴	2	個	
6	保温ジャー	2	台	
7	調理台	1	台	
8	フライヤー(大)	1	台	
9	業務用レンジ	1	台	
10	保温器(カレー用)	1	台	
11	保温器(味噌汁用)	1	台	
12	製氷機	1	台	
13	電気ポット	2	台	
14	食卓テーブル(大)	8	台	
15	食卓テーブル(小)	2	台	
16	椅子	12	脚	
17	提灯	7	個	他に予備1個あり
18	のれん(大)	1	枚	
19	まな板(中)	2	枚	
20	防犯カメラ	1	台	施設事務所で録画
21	電波時計	1	台	
22	客席衝立	4	台	
23	POSレジ	1	台	売上データは施設内で一括管理